

議案第82号

道路法第24条の2の規定に基づき
駐車料金を徴収する自動車駐車場に
関する条例の一部を改正する条例の
制定について

令和8年6月24日(水) 施設常任委員会

建設部建設監理課

道路法第24条の2の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場に関する条例の一部を改正する条例の制定について

改正概要

1. 定期駐車券の有効期間の拡充について

現在、定期駐車券の有効期間は「1か月」としているが、近隣住民や通勤目的による利用者が多いことを踏まえ、更新手続きの簡素化を目的として、新たに「**3か月**」及び「**6か月**」の区分を設ける。

2. 1回の駐車に係る「1日」の設定の見直しについて

現在は、「午前0時から翌日の午前0時まで」としているが、利用者の利便性の向上及び近隣駐車場の運用状況を思慮し、「**駐車開始から24時間**」とする。

3. 施行日

令和9年4月1日(予定)

道路法第24条の2の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場に関する条例の一部を改正する条例の制定について

施設概要

名称：大津市浜大津公共駐車場

位置：浜大津一丁目3番32号

駐車料金の額：

- ・ 150円／30分
(最初の30分間無料)
- ・ 当日最大料金750円
(午前0時から翌日の午前0時まで)

【位置図】



道路法第24条の2の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場に関する条例の一部を改正する条例の制定について

利用者の推移（令和元年度～7年度）

（単位：台）

名称\年度	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
大津市浜大津 公共駐車場	128,189	98,003	111,822	121,730	124,229	129,004	133,361

※利用台数は延べ件数

道路法第24条の2の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場に関する条例の一部を改正する条例の制定について

定期駐車券

改正前

期間	料金
1か月	21,340円



改正後

期間	料金
1か月	21,340円
3か月	64,020円
6か月	128,040円

道路法第24条の2の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場に関する条例の一部を改正する条例の制定について

大津市浜大津公共駐車場定期駐車券（屋上、夜間）

改正前

種別	期間	料金
屋上	1か月	15,710円
夜間	1か月	8,140円



改正後

種別	期間	料金
屋上	1か月	15,710円
	3か月	47,130円
	6か月	94,260円
夜間	1か月	8,140円
	3か月	24,420円
	6か月	48,840円

1回の駐車に係る1日の設定

改正前

午前0時から
翌日の午前0時まで



改正後

駐車開始から
24時間が経過するまで